このため、国及び関係地方公共団体は、法の趣旨に基づき、カネミ油症に関する理解が深まるよう、カネミ油症に関する正しい知識の普及啓発に努める。

(2)　関係地方公共団体の取組

関係地方公共団体においては、法の趣旨に基づき、積極的に、国が実施するカネミ油症患者に関する施策の実施に協力するとともに、地域の特性に応じたカネミ油症患者に関する施策の策定及び実施に努める。

(3)　国、カネミ倉庫株式会社及びカネミ油症患者による定期的な協議等

国は、カネミ油症患者の要望及び意見を把握し、施策の効果的な実施を図るため、国、原因事業者であるカネミ倉庫株式会社及びカネミ油症患者の三者から構成される定期的な協議の場を設けるとともに、関係省庁から構成される連絡会議の開催を通じて、情報の共有及び施策の連携を図る。

○国土交通省告示第千三百六十六号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第六条第一項の規定に基づき国土交通大臣が施行していた海岸保全施設に関する直轄工事を一部完了したので、海岸法施行規則（昭和三十一年農林省・運輸省・建設省令第一号）第二条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十四年十一月三十日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　郡司　彰

工事を完了した区域	工事の種類	工事完了の日
次に掲げる地点を順次結んだ線及び(1)に掲げる地点と(12)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域 (1)　松阪市五主町一一二六―一地先の測量標（北緯三四度三七分五六秒、東経一三六度三二分五五秒）から二三三度一四分五秒三〇・〇〇五メートルの地点 (2)　(1)に掲げる地点から二〇九度一八分五六秒一九三・三一四メートルの地点 (3)　(2)に掲げる地点から二〇四度五〇分二〇秒二三四・九〇八メートルの地点 (4)　(3)に掲げる地点から二〇〇度四〇分八秒四七二・四八一メートルの地点 (5)　(4)に掲げる地点から一一二度二九分八秒一一・四四一メートルの地点 (6)　(5)に掲げる地点から一九八度三九分三八秒二七六・二六五メートルの地点 (7)　(6)に掲げる地点から二九七度八分一五秒一七七・二七三メートルの地点 (8)　(7)に掲げる地点から二八九度四三分五七秒二二・五四三メートルの地点 (9)　(8)に掲げる地点から二八九度四七分九秒二三五・一四三メートルの地点 (10)　(9)に掲げる地点から二〇四度四四分二六秒四八・一四六メートルの地点 (11)　(10)に掲げる地点から一一三度九分一七秒四八九・三六八メートルの地点 (12)　(11)に掲げる地点から二二度三二分一秒一二六五・〇〇一メートルの地点 次に掲げる地点を順次結んだ線及び(1)に掲げる地点と(16)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域 (1)　松阪市曽原町二〇一七番地先の測量標（北緯三四度三七分二一秒、東経一三六度三二分二〇秒）から二九三度四八分二七秒三六・四一三メートルの地点	海岸保全施設の新設、改良及び災害復旧	平成二十四年十一月三十日

(2)　(1)に掲げる地点から一九一度三〇分四八秒七〇七・六〇三メートルの地点
(3)　(2)に掲げる地点から二七三度一二分五一秒五一六・三〇八メートルの地点
(4)　(3)に掲げる地点から二二三度三二分二七秒七九・三八七メートルの地点
(5)　(4)に掲げる地点から二〇五度四六分一五秒二八六・三〇三メートルの地点
(6)　(5)に掲げる地点から二一二度二六分五二秒三九・八三九メートルの地点
(7)　(6)に掲げる地点から一五八度一四分五八秒五三・二八二メートルの地点
(8)　(7)に掲げる地点から九三度二〇分一八秒四七・六二〇メートルの地点
(9)　(8)に掲げる地点から三三度三七分五秒六〇・二八〇メートルの地点
(10)　(9)に掲げる地点から二五度一〇分一秒二九四・四三九メートルの地点
(11)　(10)に掲げる地点から九三度二四分二〇秒二七二・二五六メートルの地点
(12)　(11)に掲げる地点から一一二度四四分三五秒二四四・七七五メートルの地点
(13)　(12)に掲げる地点から五五度四九分四九秒二六七・六九四メートルの地点
(14)　(13)に掲げる地点から三五〇度一七分五二秒二四一・五六二メートルの地点
(15)　(14)に掲げる地点から八度四五分四四秒五〇五・八四五メートルの地点
(16)　(15)に掲げる地点から二七六度五八分三一秒六九・七七九メートルの地点

○東北地方整備局告示第百七十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月三十日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　七号
(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後
別紙本荘市岩城内道川字内道川八四番一から同市岩城内道川字烏森一八番一まで	敷地の幅員	延長
	一七・三八～二七・八八メートル	一六八・一〇〇キロメートル
	二〇・五四～四一・〇九	一六八・一〇〇

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月三十日から二週間国土交通省東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月三十日

東北地方整備局長　徳山日出男